

① 商標の事件など

(1) iPhone

先日、Apple社のスマートフォンiPhone 14の発売が発表されました。世界的に見るとAndroidのシェアが高い国が多いですが、日本ではiPhoneのシェアが約半分と結構高いです。

iPhoneは、2007年頃に販売が開始されましたが、Apple社が「iPhone」について日本で商標登録しようとしたとき、アイホン社が先に商標登録出願していました。そのため、Apple社は、アイホン社に専用使用権を設定してもらい、かなり高額のライセンス料を支払っているようです。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp

(2) パロディ時計

たとえば「フランク三浦」、スイスの高級腕時計「フランク・ミュラー」をもじっておりますが、特許庁が出した商標登録の無効審決に対して、知的財産高等裁判所では、読み方は似ているが明確に区別できることから類似していないとし、商標登録は有効との判決を出しました。

本題はここからとなりますが、公序良俗(公の秩序又は善良の風俗)に反するおそれがある内容なので、ブラウザバックじゃなくて、読み飛ばして下さい。

「オメガ」は、同じくスイスの高級腕時計メーカーですが、「OME●O」が商標登録されてしまいました。それに対して、オメガ社が異議申立てを行い、特許庁は商標登録の取消決定を出しました。知財高裁でも、卑猥であるとして登録の取消しが支持されています。現在は、最高裁に上告しているようです。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp